



○長野県告示第218号の2

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第27号）の一部を次のように改正し、平成13年度の補助金から適用する。

平成14年 3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

第1中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第29条第1項」を「第22条」に、「民法」を「公益法人等（民法（」に、「（以下「公益法人」という。）」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、農業協同組合法（昭和22年法律132号）の規定に基づき設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の規定に基づき設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会をいう。第2及び別表第2において同じ」に改める。

第2中の表中「公益法人」を「公益法人等」に、「社会福祉事業法第2条第2項第6号」を「社会福祉法第2条第2項第7号」に、「社会福祉事業法第2条第3項第6号」を「社会福祉法第2条第3項第11号」に、「養護老人ホーム又は」を「養護老人ホーム及び」に、

「 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち軽費老人ホームの整備 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設の整備 」	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	を
	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	
「 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び軽費老人ホームの整備 」	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	に改め、「(老人デ

イサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費

老人ホーム（ケアハウス）（ヘルパーステーションを整備したものに限る。）、在宅複合型施設及び介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設と併設又は隣接して整備する場合に限る。）を削り、

「 $\frac{3}{4}$ | 別に定め
る額 | を | $\frac{3}{4}$ | 別に定め
る額 | 別に定め
る額 | に、

「(身体障害者福祉ホーム及び身体障害者デイサービスセンターを除く。)」を「のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設」に、「(身体障害者福祉ホーム並びに昭和60年1月22日社更第6号厚生省社会局長通知に基づく身体障害者デイサービスセンターに限る。)」を「のうち身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者デイサービスセンター」に、「(知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。)」を「のうち知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）」に、「(知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームに限る。)」を「のうち知的障害者デイサービスセンター、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム」に、

「
在宅知的障害者デイサービス事業の実施について（平成3年9月30日児発第832号厚生省児童家庭局長通知）に基づく在宅知的障害者デイサービスセンターの整備 $\frac{3}{4}$ | $\frac{3}{4}$ | を
売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の整備 $\frac{3}{4}$ | $\frac{3}{4}$ |
「
売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の整備 $\frac{3}{4}$ | $\frac{3}{4}$ | に、「厚生大臣」

を「厚生労働大臣」に改める。

第3第3項中「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成11年度」を「平成12年度」に改める。

別表第1中

「
特殊介護設備整備費 | 身体障害者療護施設について、別に定めるところにより知事が承認した額 | を

特殊介護設備整備費	身体障害者療護施設について、別に定めるところにより知事が承認した額
身体障害者及び知的障害者小規模通所授産施設等整備費	1 施設整備にあつては1施設24,000,000円 2 設備整備にあつては1施設 8,000,000円
警察機関への非常通報装置等設備整備費	別に定めるところにより知事が承認した額

に

改める。

別表第2の1中

痴呆性高齢者グループホーム（医療法人が整備する場合に限る。）		20,000,000
介護老人保健施設（分館型介護老人保健施設にあつては、各基準額の $\frac{1}{2}$ とする。）		25,000,000
過疎地加算		55,000,000
痴呆加算	1 痴呆性老人処遇加算 2 痴呆専門棟加算 ・ 回廊式廊下又は中庭遊歩道等を整備する場合	20,000,000 27,000,000 17,000,000
病床転換加算		削減1床につき 1,000,000
療養環境整備加算	3人以上療養室の1人当たり床面積が11.5平方メートル以上の療養室を整備する場合。 ただし、入所定員の5割を限度とする。	1床につき 350,000
増床加算	150床以上の施設を除く。 ただし、50床を限度とする。	1床につき 350,000

を

痴呆性高齢者グループホーム（公益法人等及び医療法人が整備する場合に限る。）			20,000,000	
介護老人保健施設（分館型介護老人保健施設にあつては、各基準額の $\frac{1}{2}$ とする。）	整備基本額	介護老人保健施設を新設する場合	25,000,000	に
	過疎地加算		55,000,000	
	痴呆加算	1 痴呆専門棟加算	27,000,000	
		2 回廊式廊下等加算	10,000,000	
	グループケアユニット型加算	3ユニットを限度とする	1ユニットにつき 6,000,000	
	病床転換加算		削減1床につき 1,000,000	
増床加算	50床を限度とする。		1床につき	
	1 通常型			350,000
	2 グループケアユニット型		500,000	

改める。

別表第1の付表1中「|老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センター|」を「|老人デイサービスセンター（居住部門を生活支援ハウスとして整備する場合に限る。）|」に、「|在宅知的障害者デイサービスセンター|」を「|知的障害者デイサービスセンター|」に改め、同付表1の注中「平成10年度本体工事基準単価」を「平成11年度本体工事基準単価」に、「平成11年度本体工事基準単価」を「平成12年度本体工事基準単価」に改め、同表の付表2の注の3中「平成10年度浄化槽設備工事費基準単価」を「平成11年度浄化槽設備工事費基準単価」に、「平成11年度浄化槽設備工事費基準単価」を「平成12年度浄化槽設備工事費基準単価」に改め、同表の付表3中

重度身体障害者更生 援護施設	32.1	”	×	”	同	上	を
-------------------	------	---	---	---	---	---	---

「 身体障害者療護施設 通所型(A型) を整備する場合 重度身体障害者更生 援護施設	24.8平方メートル×利用(増加)定員 を加算する。	同	上	に、
	32.1平方メートル×入所(増加)定員	同	上	
「 聴覚・言語障害者更 生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設	同	同	上	を
	26.0平方メートル×入所(増加)定員	同	上	
	35.5 " × "	同	上	
「 身体障害者療護施設 通所型(A型) を整備する場合 聴覚・言語障害者更 生施設 身体障害者療護施設 通所型(A型) を整備する場合 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 通所型(A型)を 整備する場合 身体障害者療護施設	24.8平方メートル×利用(増加)定員 を加算する。	同	上	に、
	31.2平方メートル×入所(増加)定員	同	上	
	24.8平方メートル×利用(増加)定員 を加算する。	同	上	
	26.0平方メートル×入所(増加)定員	同	上	
	24.8平方メートル×利用(増加)定員 を加算する。	同	上	
「 重度身体障害者授産 施設	35.2 " × "	同	上	を
「 身体障害者療護施設 通所型(A型) を整備する場合 重度身体障害者授産 施設	24.8平方メートル×利用(増加)定員 を加算する。	同	上	に、
	35.2平方メートル×入所(増加)定員	同	上	
「 身体障害者福祉工場	28.5 " × "	同	上	を

「 身体障害者療護施設 通所型(A型) を整備する場合 身体障害者福祉工場	24.8平方メートル×利用(増加)定員 を加算する。 28.5平方メートル×入所(増加)定員	同	上	に、
「 知的障害者更生施設	14.6平方メートル×利用(増加)定員	同	上	を
「 個室の整備を行う 場合 知的障害者更生施設 (通所)	1人当たり4.0平方メートルを加算する。 14.6平方メートル×利用(増加)定員	同	上	に、
「 在宅知的障害者デイサービスセ ンター 基本型の整備を行う場合	を	「 知的障害者デイサービスセン ター 基本型		に、
「 重介護型の整備を行う場合」		を	「 重介護型」	に、
「 26.3 " ×入所(増加)定員」		を	「 35.4平方メートル×入所(増加)定員」	に、
「 母子生活支援施設	60.4 " ×入所(増加)世帯	同	上	を
「 親子生活訓練室を 整備する場合 母子生活支援施設	1施設29.8平方メートルを加算する。 60.4平方メートル×入所(増加)世帯	同	上	に、
「 児童養護施設 登校拒否に陥った児童に対して福祉的対応を図るために不 登校児童等治療室の整備を行う場合				を
「 児童養護施設 心理療法室を整備する場合				に、
「 乳幼児健康支援一時預 かり事業のための保育 室等の整備を行う場合	7.2 " ×利用(増加) 定員	同	上	を

「 乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等の整備を行う場合 親子生活訓練室を整備する場合 」	7.2平方メートル×利用（増加）定員 1施設29.8平方メートルを加算する。	同 上 同 上	」、
「 情緒障害児短期治療施設 登校拒否に陥った児童に対して福祉的対応を図るために不登校児童等治療室の整備を行う場合 」	28.6 " ×入所（増加）定員 1施設230平方メートルを加算する。	を	
「 情緒障害児短期治療施設 心理療法室を整備する場合 」	30.7平方メートル×入所（増加）定員 1施設230平方メートルを加算する。	に改め、	
同表の付表4中「肢体不自由者更生施設 重度身体障害者更生援護施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設」を「身体障害者更生施設」に改め、同表の付表5中「高齢者生活福祉センター」を「生活支援ハウス」に、			
「 重度身体障害者更生援護施設 」	同 上	を	
「 身体障害者療護施設通所型（A型）の整備を行う場合 重度身体障害者更生援護施設 」	205,000円×利用（増加）定員 129,000円×入所（増加）定員 ただし、リハビリテーション設備については、知事が必要と認めた額を加算する。	」、	
「 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 」	同 上 129,000円×入所（増加）定員	を	

<p>身体障害者療護施設通所型(A型)の整備を行う場合 聴覚・言語障害者更生施設</p> <p>身体障害者療護施設通所型(A型)の整備を行う場合 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設通所型(A型)の整備を行う場合</p>	<p>205,000円×利用(増加)定員</p> <p>129,000円×入所(増加)定員 ただし、リハビリテーション設備については、知事が必要と認めた額を加算する。</p> <p>205,000円×利用(増加)定員</p> <p>129,000円×入所(増加)定員</p> <p>205,000円×利用(増加)定員</p>	<p>に、</p>
<p>重度身体障害者授産施設</p>	<p>同上</p>	<p>を</p>
<p>身体障害者療護施設通所型(A型)の整備を行う場合 重度身体障害者授産施設</p>	<p>205,000円×利用(増加)定員 129,000円×入所(増加)定員 ただし、授産設備については、知事が必要と認めた額を加算する。</p>	<p>に、</p>
<p>在宅知的障害者デイサービスセンター 基本型の整備を行う場合</p>	<p>を</p> <p>知的障害者デイサービスセンター 基本型</p>	<p>に、</p>
<p>「 重介護型の整備を行う場合 」を「 重介護型 」に、「小規模在宅知的障害者デイサービスセンター」を「小規模知的障害者デイサービスセンター」に改め、同表の付表6中「身体障害者授産施設」を「身体障害者授産施設(身体障害者小規模授産施設を除く。)」に、「聴覚障害者情報提供施設」を「点字図書館 聴覚障害者情報提供施設」に、「知的障害者援護施設」を「知的障害者援護施設(知的障害者小規模授産施設を除く。)」に、「在宅知的障害者デイサービスセンター」を「知的障害者デイサービスセンター」に改める。</p>		
<p>厚生課</p>		

○長野県告示第218号の3

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行った。

平成14年 3 月29日

長野県知事 田 中 康 夫

施設 の 名 称	所 在 地	許可した年月日
介護老人保健施設 桜ホーム	長野市篠ノ井二ツ柳字大当 1432番地3	平成14年 3 月29日

高 齢 福 祉 課

○長野県議会告示第2号

長野県議会事務局規程（昭和31年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年 3 月29日

長野県議会議長 宮 沢 勇 一

別表第1中「(記録係に属する事項を除く。)」を削り、

「 委員会係 記録係	3	その他委員会に関すること。	」 を
	1	本会議の速記に関すること。	
	2	本会議の会議録に関すること。	
	3	長野県議会先例に関すること。	

「 委員会係	3	その他委員会に関すること。	」 に改める。
-----------	---	---------------	------------

別表第2中

「	議事課	記録専門員	記録業務に関する専門的事務	」 を
---	-----	-------	---------------	--------

議事課	主任記録専門員	高度な記録業務に関する専門的事務
	記録専門員	記録業務に関する専門的事務

に改める。

総務課